

2 健 対 第 9 2 号
令和2年1月29日

一般社団法人京都私立病院協会会長 様

京都府健康福祉部長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政
令等の施行について

新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイ
ルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染
する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）で
あるものに限る。以下単に「新型コロナウイルス感染症」という。）については、
海外における新型コロナウイルス感染症の発生の状況等に鑑み、令和2年1月
28日付けで、下記のとおり政令等が公布されたところです。

つきましては、内容を御確認いただき、貴会会員あて周知願います。

記

1 施行される政令等

- (1) 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令
(令和2年政令第11号)
- (2) 検疫法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第12号）
- (3) 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第3条
の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令（令和2年厚生労
働省令第9号）
- (4) 検疫法施行規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第10号）

2 施行期日

- (1) 公布の日から起算して10日を経過した日（令和2年2月7日）から施
行する。

- (2) 1 (1) の感染症法第7条第1項の政令で定める期間は、新型コロナウイルス感染症については、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の施行の日以降同日から起算して一年を経過する日（令和3年2月6日）までの期間とする。
- (3) 「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令」及び「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第3条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令」は、令和3年2月6日限り、その効力を失う。

3 その他

- (1) この改正は、令和2年2月7日から適用する。
- (2) 感染症発生動向調査事業実施要綱（平成11年3月19日付け健医発第458号）の一部改正については、別途通知する予定である。

担当	京都府健康対策課
TEL	075-414-4723